

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月4日

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 本田 元 広

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画広報部長 三宅 和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号  
株式会社愛媛銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 崎 田 祥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金15円 総額574,948,650円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

#### 第2号議案 取締役16名選任の件

本田元広、福富治、山本恵三、大宿有三、日野満、西川義教、大植隆司、千頭正一、坪内宗土、片岡靖博、平尾秀一郎、豊田将光、磯部時夫、松木久和、武田峰紀、一色昭造を取締役に選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

木原盛展を監査役に選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役に対する株式給付信託(BBT)導入の件

役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、当行の取締役（社外取締役を除く。）に対し、第106期定時株主総会承認の取締役の報酬とは別枠にて、新たな株式給付信託（BBT）を導入するものであります。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役を退任する河野雅人、遠藤明弘、木原盛展、吉野内直光および監査役を辞任する吉岡寿治に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、第2号議案により重任された取締役13名および引続き在任する監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	312,384	6,647	7	(注)1	可決	96.63
第2号議案 取締役16名選任の件						
本田 元広	309,443	9,306	287	(注)2	可決	95.72
福富 治	316,619	2,411	7		可決	97.94
山本 恵三	316,619	2,411	7		可決	97.94
大宿 有三	316,619	2,411	7		可決	97.94
日野 満	316,619	2,411	7		可決	97.94
西川 義教	316,619	2,411	7		可決	97.94
大植 隆司	316,619	2,411	7		可決	97.94
千頭 正一	316,611	2,419	7		可決	97.94
坪内 宗土	316,613	2,417	7		可決	97.94
片岡 靖博	316,613	2,417	7		可決	97.94
平尾 秀一郎	316,619	2,411	7		可決	97.94
豊田 将光	316,619	2,411	7		可決	97.94
磯部 時夫	316,655	2,375	7		可決	97.95
松木 久和	313,849	5,180	7		可決	97.08

武田 峰紀	318,441	589	7		可決	98.50
一色 昭造	314,777	4,253	7		可決	97.37
第3号議案 監査役1名選任の件	314,438	4,594	7	(注)2	可決	97.27
第4号議案 取締役に対する株式 給付信託(BBT)導入の 件	317,449	1,584	7	(注)1	可決	98.20
第5号議案 退任取締役および退 任監査役に対する退 職慰労金贈呈ならび に役員退職慰労金制 度廃止に伴う打切り 支給の件	285,581	33,451	7	(注)1	可決	88.34

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。